

7. 会議の概要

- 事務局長(池田) 定刻になりましたので、ただいまから12月定例農業委員会を開催させていただきます。
吉田推進委員は、所用のため欠席する旨の届出がありました。
- 事務局長(池田) それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。
- 松村会長 (あいさつ)
- 事務局長(池田) ありがとうございます。
これからは会議規則第6条の規定により、会長が議長として議事進行をお願いします。
- 議長(会長) これより本日の会議に入ります。
まず、事務局より12月分の経過報告を申し上げます。
- 事務局(黒瀬) (経過報告 説明)
- 議長(会長) 事務局からの報告はお聞きのとおりです。
なにかご意見、ご質問はありませんか。
- 議長(会長) 無いようですので、次に本日の議事録署名委員ですが、9番 山内 百合子 委員
10番 山口 拓雄 委員の両名をお願いします。
- 議長(会長) これより議事に入ります。
日程第1 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議案とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局(中川) (説明)
- 議長(会長) これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
- 山口委員 田の砂利を取ったあと、1枚にしたものを譲り受けたものであり、問題はありません。
- 田中委員 現地確認したところ、現在畑として利用しており、問題はありません。
- 鳥山委員 1番は田に段差があり耕作しづらいうえに、都市計画用途区域内に入っているため、
中間管理事業にならない事もあり、このようにしないと大きい田にできない。
- 議長(会長) 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。

それでは、審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

議長（会長）

これより、議案第47号について採決いたします。

議案第47号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（異議なし）

議長（会長）

無いようですので、議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、日程第2 議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請にかかる意見についてを議案とします。事務局より説明をお願いします。

事務局(中川)

（説 明）

議長（会長）

これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

山口委員

工事が完了しないための変更申請です。

議長（会長）

以上のとおり説明はお聞きのとおりです。

それでは、審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

牧野委員

変更前の期限と後の期限は？

鳥山委員

砂利が足りない為、12月いっぱい終了するため追加の申請で、急いでいるので、早急に復元するはずです。

事務局長(池田)

高速道路や新幹線建設のため砂利が不足しているため、追加の申請となりました。

北山委員

10メートルしか掘ってないのか。測る方法はないか。掘る場合は10メートルを超えないよう指導徹底する必要がある。立川水源地があるので深く掘れば掘るほど水道が変わる。

鳥山委員

水源地から580m離れているので大丈夫である。

事務局(中川)

上下水道課と連携して掘る深さを確認しています。

北山委員

業者に念を押して進めてください。

議長（会長）

これより、議案第48号について採決いたします。

議案第48号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（異議なし）

議長（会長）

無いようですので、議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計

画変更申請にかかる意見については原案のとおり「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。

続きまして、日程第3 議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明願います。

事務局(中川) (説明)

議長(会長) 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？

議長(会長) これより、議案第49号について採決いたします。
議案第49号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なし)

議長(会長) 無いようですので、議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり承認することに決しました。
次に報告事項に入ります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より報告を願います。

事務局(中川) 「説明」

議長(会長) このことについて、何かありませんか。

笠松委員 鯖江の方で利用権の設定がないということは耕作者の確認はあるのか。耕作放棄地の確認はしているのか。

事務局(中川) 娘さんが相続されていますが、どなたに利用権を移すのかは確認してみます。

牧野委員 鹿谷の西遅羽口が管理している●●さんの田は耕作放棄地ではないのか
この中で、耕作者の漏れはないのか。保田では●●●●さんが農業をやめるので保田農家組合が耕作放棄地を出さないよう努力している。

事務局(黒瀬) 確認してみます

次に農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より報告を願います。

事務局(中川) 「説明」

議長(会長) このことについて、何かありませんか。

事務局長(池田) 耕作放棄地防止に向けて、委員、推進委員の協力をお願いします。

事務局長(池田) 農業公社は田んぼの大小にかかわらず扱いますが、手数料が発生しない場合は介入しません。

鳥山委員 農業公社は小さい田は扱わないと聞いているが。

笠松委員 地主が他にあって返された場合、台帳は誰にあるのか。

高野委員 誰も作らない農地が出てくるのではないか。

鳥山委員 条件の悪い田んぼは耕作放棄地となる。

議長(会長) それでは5の「その他」に入ります。(1)「農地付き空き家の取り組みについて」事務局より説明願います。

議長(会長) このことについて、何かありませんか。

事務局長(池田) (説明)

山内委員 1㎡以下にしても5年間耕作しなさいと言っても難しいと思う。

事務局長(池田) 財産取得目的を防ぐため5年間は住んでいただきたいということで、田・畑に関しては、近隣の人をお願いする事もあるかと思います。

牧野委員 家を買いたい人が農地も借りるのか。家は欲しいが畑は要らないということはあるか。

事務局長(池田) 基本は売買であり、借りるのもあるかと思います。

酒井委員 大袋に空き家があり若夫婦が住むと聞いている。農地がありますが、段差があり、また、その家の敷地を通らないとその畑に行けないので、他の人は作れない。

笠松委員

牧野委員

高野委員

山内委員 都会から来て、いきなり耕作するのはできないと思う。地元の人が作っているのでは

れば、そのあと所有権移転してもいいかもしれない。

議長（会長） このことについて、何かありませんか。
それでは、（２）委員等の報酬と活動日誌について事務局より説明願います。

事務局(黒瀬) (説 明)

議長（会長） このことについて、何かありませんか。
それでは次回の定例農業委員会の開催については、事務局より説明願います。

事務局(黒瀬) 次回の農業委員会は、１月２５日（金）午後３時から市民会館３階第１会議室で行います。

議長（会長） １２月定例農業委員会の議事などがすべて終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理者が申し上げます。

職務代理者 慎重審議ありがとうございました。

勝山市農業委員会会議規則第 18 条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

議 長 松村 勘兵衛

9 番 山内 百合子

10 番 山口 拓雄